各務原市における視察研修受入に関する要綱

（平成１９年１２月２１日決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、市が取り組んできた政策、施策などについて、他の地方公共団体等（以下「団体」という。）からの依頼に基づき、視察研修の受入れを行う場合において必要な事項を定めるものとする。

（受付事務等）

第２条　視察研修の受付及び応対に関する事務は、当該視察研修の目的事項を所管する部課等（以下「所管課」という。）において行うものとする。

２　所管課は、視察研修の希望を受けたときは、視察研修の目的等を確認のうえ、受入れの可否を決定し､その結果を視察研修を希望する団体に連絡をするものとする。ただし、第６条第１号から第４号までに掲げる団体以外の団体から視察研修の希望を受けたときは、市長公室企画広報課と協議の上、受入れの可否を決定するものとする。

３　所管課は、受入可とした団体に対し、市内の宿泊施設、食事会場等の斡旋を行うものとする。

（提供する情報）

第３条　視察研修において提供する情報は、次のとおりとする。

（１）市が取り組んできた又は今後取り組んでいく政策、施策等に関する情報

（２）前号に掲げる情報に関し作成したパンフレット等説明資料（以下「資料」という。）

（３）所管課において作成した資料

（４）その他視察研修において必要と認められる資料

（受入れに伴う料金）

第４条　視察研修の受入れは、原則として、応対職員２名（所管課管理職員及び担当職員）による説明及び資料の提供とし、次に定める料金を徴収するものとする。

１回の視察研修時間	受入料金
２時間まで	８，０００円
２時間を超えた場合３０分毎に	２，０００円

２　視察研修に伴う資料のうち有料で販売している資料については、受入料金のほか別途徴収するものとする。

（料金の徴収）

第５条　視察研修の受入れに伴う料金の徴収は、所管課において納付通知書を発行のうえ、視察研修を希望する団体に納付させるものとする。

（視察研修に伴う料金の免除）

第６条　次に掲げる団体が視察研修する場合は、第４条に規定する受入料金を免除することができる。

（１）国又は他の地方公共団体の職員によるもの

（２）国又は他の地方公共団体の議員によるもの

（３）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する学校に勤務する者及び通学する者によるもの

（４）報道関係者によるもの

（５）その他市長が認めたもの

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成２０年１月４日から施行する。

附　則（平成２０年３月２６日決裁）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日決裁）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２６日決裁）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年５月２７日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年４月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。